

平成28年12月

お客様各位

横浜信用金庫

外貨両替業務の取扱変更について

平素は横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では平成29年1月4日（水）より、外貨両替業務（外貨現金の売却・買取）について、以下のとおり取扱を変更させていただきます。

1. 外貨現金の売却・買取のご依頼については、**当金庫に本人確認済みの口座をお持ちのお客様に限らせていただきます。**
2. 店頭における外貨現金の売却・買取ともに、**お取扱い通貨を米ドルに限らせていただきます。**
※米ドル以外の通貨の売却については「外貨宅配サービス」でお取扱いしておりますので、ご利用ください。
3. 店頭における**ご依頼の受付は外貨両替取扱店舗に限らせていただきます。**
※お取引の店舗が外貨両替取扱店舗であるか否かは、当金庫ホームページの「ATM・店舗案内」から確認できますので、ご参照ください。もしくは直接窓口へお問い合わせください。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上